

地方創生推進交付金の活用のポイント

地方創生推進交付金に関する法律の規定

○地域再生法（平成十七年四月一日法律第二十四号）

第三章 地域再生計画の認定等

（地域再生計画の認定）

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域再生計画の区域
- 二 地域再生を図るために行う事業に関する事項
- 三 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

- 一 地域再生計画の目標
- 二 その他内閣府令で定める事項

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の多様な主体との連携又は分野の異なる施策相互の有機的な連携を図ることにより効率的かつ効果的に行われるものその他の先導的なものに関する事項

イ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業（口に掲げるものを除く。）であって次に掲げるもの

- (1) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業
- (2) 移住及び定住の促進に資する事業
- (3) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業
- (4) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

地方創生推進交付金の対象事業、評価方法について

1. 趣旨

「地方版総合戦略」に位置付けられ、地域再生法に基づく地域再生計画に認定される地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援する。

2. 実施計画書の記載事項

交付対象事業の背景・概要として以下4点の記載が必要である。

②交付対象事業の背景・概要 (各項目について簡潔に記載)	<A. 地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)>
	<B. 地方創生の実現における構造的な課題>
	<C. 交付対象事業の概要>
	<D. 交付対象事業が構造的な問題の解決に寄与する理由>
	<E. ハード事業(施設整備等事業)とソフト事業との連携による高い相乗効果> ハード事業(施設整備等事業)の割合が5割以上(8割未満)の事業にあつては、「ソフト事業との連携による高い相乗効果」について記載すること。

平成30年度地方創生推進交付金実施計画より抜粋

3. 事業タイプ

(1) 先駆タイプ

・・・①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携のいずれの先駆的要素も含まれている事業

(2) 横展開タイプ

・・・先駆的・優良事例の横展開を図る事業(上記①に加え、②～④のうち、少なくとも2つの要素が含まれている事業)

4. 支援対象

原則として、以下の(イ)に掲げる事業分野のいずれかに該当し、(ロ)に掲げる事業の仕組みを全て備え、先駆性を有する事業を対象事業とする。

(イ)事業分野

各地方公共団体において、それぞれの地方版総合戦略に位置づけられた事業全般を対象とする。

具体例は、以下のとおりである。

- (1) しごと創生・・・ローカルイノベーション、ローカルブランディング(日本版DMO、地域商社)、ローカルサービス生産性向上 等
- (2) 地方への人の流れ・・・移住促進、生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成 等
- (3) 働き方改革・・・若者雇用対策、ワークライフバランスの実現 等
- (4) まちづくり・・・コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市、商店街活性化 等

(ロ)事業の仕組み

- (1) 地域経済分析システム(RESAS)の活用などにより客観的なデータやこれまでの類似事業の実績評価に基づき事業設計がなされていること。
- (2) 事業の企画や実施に当たり、地域における関係者との連携体制が整備されていること。
- (3) KPIが、原則として成果目標(アウトカム)で設定され、基本目標と整合的であり、その検証と事業の見直しのための仕組み(PDCA)が、外部有識者や議会の関与等がある形で整備されていること。
- (4) 効果検証と事業の見直しの結果を公表するとともに、国に報告すること。また、複数年度にわたる地域再生計画の場合において、次年度の交付金申請を行うに当たっては、KPIの達成状況等の検証結果を踏まえるものとする。

5. 重要業績評価指標 (KPI)

(1) KPIの設定

地方創生推進交付金事業におけるKPIの設定にあたっては、事業の成果・進捗を測るため、下記の基本的な視点に留意することが重要である。

視点1：「客観的な成果」を表す指標であること

視点2：事業との「直接性」のある効果を表す指標であること

視点3：「妥当な水準」の目標が定められていること

(詳細は『地方創生推進交付金の事業実施ガイドライン（中間とりまとめ）』を参考にされたい)

KPI① (アウトカムベースで、複数年度を通じて評価指標としてふさわしいもの)							単位	
KPI②							単位	
KPI③							単位	
KPI④							単位	
設定したKPIが複数年にわたって費用対効果を計測するのに適している理由								
地方版総合戦略における基本目標と数値目標								
地域未来投資促進法による同意を受けた基本計画の名称								
基本計画に適合するとして承認された地域経済牽引事業計画の有無								
経済波及効果 (設備投資等の支援を行う場合には記載すること)								
	事業開始前 (現時点)	平成30年度増加分 (1年目)	平成31年度増加分 (2年目)	平成32年度増加分 (3年目)	平成33年度増加分 (4年目)	平成34年度増加分 (5年目)	KPI増加分の 累計	
KPI①【①】							0.00	
KPI②【②】							0.00	
KPI③【③】							0.00	
KPI④【④】							0.00	

(2) KPI実績と事業見直し

設定したKPIの実績値を記載し、平成28年度、平成29年度で達成できなかったKPIについて、その要因を分析して記載する。また、平成28年度、平成29年度のKPIの実績を用いたPDCAサイクルによる効果検証を踏まえて、平成30年度以降の事業見直しの内容・結果・考え方を記載する。

	事業開始前 (現時点)	平成28年度増加分 (1年目)	平成29年度増加分 (2年目)	平成30年度増加分 (3年目)	平成31年度増加分 (4年目)	平成32年度増加分 (5年目)	KPI増加分の 累計
KPI①【①】							0.00
KPI①【①】 実績 ※見込みは下線							0.00
KPI②【②】							0.00
KPI②【②】 実績 ※見込みは下線							0.00
KPI③【③】							0.00
KPI③【③】 実績 ※見込みは下線							0.00
KPI④【④】							0.00
KPI④【④】 実績 ※見込みは下線							0.00
KPI未達成であった場合、 その理由	平成28年度、平成29年度のKPIの実績について、当初予定した値を達成できなかった場合に、その要因を分析して、その概要を簡潔に記載して下さい。						
KPIの実績を踏まえた事業 の見直し内容	平成28年度、平成29年度のKPIの実績を用いたPDCAサイクルによる効果検証を踏まえて、平成30年度以降の事業内容見直しの内容・結果を記載して下さい。なお、平成30年度～平成32年度の経費内訳欄にある「経費内訳変更の理由」では、各年度の見直し内容を詳細に記載して下さい。						
事業の見直し内容の考え方	平成30年度以降の事業内容見直しについての考え方を記載して下さい。なお、単に会議開催状況や「事業内容見直しを検討して了承された」と記載して済ませるのではなく、議論の論点・要点が分かるような記載としてください。						

6. 評価方法

先駆タイプについては外部有識者が、横展開タイプについては事務局が、先駆性の着眼点である自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等の評価基準に基づき、個々の事業について評価を行い交付対象事業を決定している。

<p>(1) 自立性</p> <p>〔先駆性のポイント〕 交付対象事業を進めていく中で、「稼ぐ力」が発揮され、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に本交付金に頼らずに、事業として自走していくことが可能となるもの。 具体的には、事業収入や会員からの収入、また、地方公共団体独自の財源確保等に取り組むもの。</p>	自立性のポイント					
	3～5年以内の自立化の見込み					
	自主財源の種類			自主財源の内容と実現方法		
	[A]					
	[B]					
	[C]					
	[D]					
	各年度における自主財源額	平成30年度(1年目)	平成31年度(2年目)	平成32年度(3年目)	平成33年度(4年目)	平成34年度(5年目)
	[A]					
	[B]					
[C]						
[D]						
合計	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
(2) 官民協働	地方公共団体のみでの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金(融資や出資など)を得て行うことがあれば、より望ましい。					
(3) 政策間連携	単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること。また、利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等を整備して行う事業であること。					
(4) 地域間連携	単独の地方公共団体のみでの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。					
(5) 事業推進主体の形成	事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること。特に、様々な利害関係者が含まれつつ、リーダーシップを発揮できる強力な人材を確保するとともに、必要な能力、知識を有した人材を適切な手段で確保することが望ましい。					
(6) 地方創生人材の確保・育成	事業を推進していく過程において、地方創生に役立つ人材の確保や育成に資するものであること。					
(7) 国の総合戦略における政策5原則等	国の総合戦略における政策5原則(将来性、地域性又は直接性)の観点や新規性など、他の地方公共団体において参考となる先駆的事业であること。					

必須項目

加点項目

地方創生推進交付金の活用状況(平成28年度、平成29年度)

	都道府県分		市区町村等分		合 計	
	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)
北海道	13	809,557	142	3,034,799	155	3,844,356
青森県	9	503,280	22	460,253	31	963,533
岩手県	7	430,348	34	511,024	41	941,372
宮城県	4	855,709	32	837,922	36	1,693,631
秋田県	13	767,356	24	380,142	37	1,147,498
山形県	5	1,105,310	29	872,211	34	1,977,521
福島県	10	1,102,332	39	722,471	49	1,824,803
茨城県	11	770,441	44	722,209	55	1,492,650
栃木県	8	602,675	38	470,195	46	1,072,870
群馬県	7	759,118	25	351,319	32	1,110,437
埼玉県	5	133,374	37	753,897	42	887,271
千葉県	7	139,665	49	996,877	56	1,136,542
東京都	2	105,276	28	405,843	30	511,119
神奈川県	9	344,990	25	634,771	34	979,761
新潟県	9	1,462,537	37	1,593,333	46	3,055,870
富山県	7	1,234,835	30	775,484	37	2,010,319
石川県	6	1,210,684	19	901,968	25	2,112,652
福井県	7	680,679	25	486,268	32	1,166,947
山梨県	6	256,797	19	264,067	25	520,864
長野県	8	385,499	89	1,824,586	97	2,210,085
岐阜県	14	1,127,707	48	1,054,150	62	2,181,857
静岡県	9	683,444	45	919,573	54	1,603,017
愛知県	9	637,417	59	840,140	68	1,477,557
三重県	8	610,227	27	479,596	35	1,089,823

	都道府県分		市区町村等分		合 計	
	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)
滋賀県	9	656,833	23	545,332	32	1,202,165
京都府	14	2,531,785	31	2,075,903	45	4,607,688
大阪府	6	342,508	44	1,209,289	50	1,551,797
兵庫県	14	1,884,313	56	1,354,896	70	3,239,209
奈良県	8	550,550	45	630,237	53	1,180,787
和歌山県	8	400,964	30	791,687	38	1,192,651
鳥取県	10	1,130,586	20	522,921	30	1,653,507
島根県	6	1,087,799	18	362,893	24	1,450,692
岡山県	8	633,763	45	1,618,533	53	2,252,296
広島県	7	611,239	29	651,737	36	1,262,976
山口県	10	1,090,535	19	748,175	29	1,838,710
徳島県	6	1,278,624	24	637,997	30	1,916,621
香川県	9	555,978	16	132,095	25	688,073
愛媛県	8	839,694	26	857,916	34	1,697,610
高知県	10	1,157,236	33	850,577	43	2,007,813
福岡県	7	1,644,757	37	1,649,028	44	3,293,785
佐賀県	6	315,496	13	410,625	19	726,121
長崎県	10	1,691,437	14	1,076,592	24	2,768,029
熊本県	14	779,287	40	823,282	54	1,602,569
大分県	11	540,541	31	559,064	42	1,099,605
宮崎県	9	500,702	16	345,356	25	846,058
鹿児島県	9	731,556	39	701,558	48	1,433,114
沖縄県	5	266,946	8	108,953	13	375,899
合計	397	37,942,386	1,623	38,957,744	2,020	76,900,130